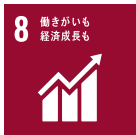




# コーポレートガバナンス



## 創出する価値

- ▶ 健全な経営体質による企業価値の向上
- ▶ グローバルガバナンスの強化

## コーポレートガバナンスに関連する取り組み

- ガバナンス体制
- CSR・環境経営
- リスクマネジメント
- コンプライアンス
- 経済パフォーマンス
- 税の透明性

## 「ゆるぎない信頼」を得る経営の実践

横浜ゴムは、「企業理念」の下に健全で透明性と公平性のある経営を実現するコーポレートガバナンス体制を築き、さらにこの体制の充実と強化に努めています。これにより、企業価値の継続的な向上が図れる経営体質とし、全てのステークホルダーから「ゆるぎない信頼」を得られる経営を目指します。

### コーポレートガバナンス基本方針

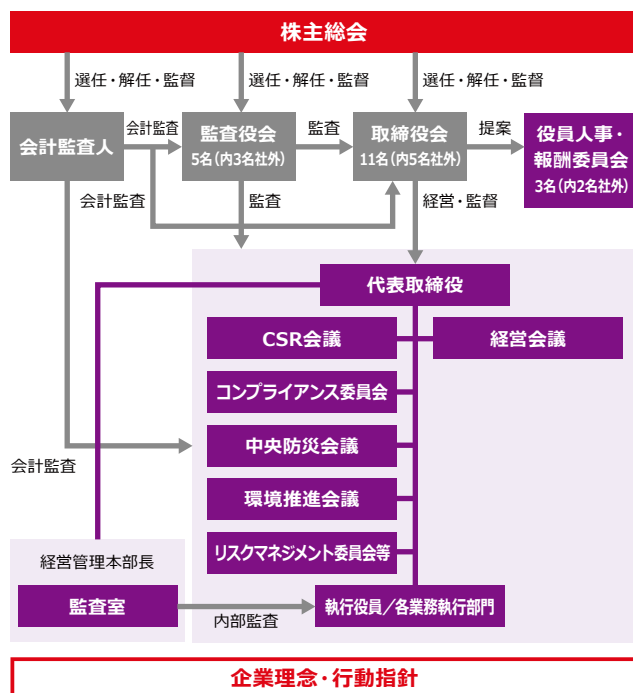
- 株主の権利・平等性の確保
- 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 適切な情報開示と透明性の確保
- 取締役会の責務
- 株主との対話

### 取締役会と役員制度改革・マネジメントの強化

当社の取締役会は11名（社内取締役6名（外国籍取締役含む）、社外取締役5名（全て独立役員））から成ります。また、従来から社外取締役を除く取締役・執行役員に対する年次賞与は全社業績および個人業績の達成度に応じて変動する仕組みとしています。その後、譲渡制限付株式による報酬制度を導入しました。さらに2021年度より、中期経営計画の定量目標の達成意欲を従来以上に高めることを目的として、中期業績連動報酬制度を導入しました。

また、社内取締役1名、社外取締役2名からなる「役員人事・報酬委員会」にて審議の上、人事・報酬は取締役会で決定しています。監査役は取締役会に加え経営会議など重要な会議・委員会に出席して業務執行状況を把握し、適宜情報を得て、取締役の職務執行を監査しています。

### コーポレートガバナンス体制図



**2020年度委員会開催実績**

- リスクマネジメント委員会 **11回**
- 個人情報保護委員会 **2回**
- 輸出管理委員会 **2回**
- 情報セキュリティ委員会 **2回**  
など

リスクマネジメント委員会など上記4委員会の活動状況は、取締役会に定期的に報告されています。それ以外の会議体の活動状況は経営会議に適宜報告され、必要と判断されたものは取締役会に報告されます。

政策保有株式については株の解け合い時に自社株買いを実施し、株主価値の向上に努めます。また、グループガバナンスでは子会社管理の強化、内部通報制度の海外拠点の展開などグローバルでのマネジメント強化を図ります。

**コンプライアンス体制**

当社はコンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会、およびその実行部門としてコンプライアンス推進室を設置し、委員会は年4回開催、当社グループのコンプライアンスにかかわる諸施策を継続して実施するとともにその活動状況を取締役会、監査役に報告しています。横浜ゴムグループの企業理念と行動指針は海外も含めたグループ会社に周知され、各社の取締役・従業員の職務執行の指針となっています。

**内部通報制度の海外展開**

海外子会社については、社外窓口を通して競争法違反・贈収賄行為をコンプライアンス推進室が直接把握する「グローバル内部通報制度」を設け、2018年に中国統括会社・タイヤ販売会社へ初めて導入しました。2020年8月にフィリピン生産事業所、2020年9月にタイ販売会社に導入し、現在タイ生産事業所への導入準備を進めています。

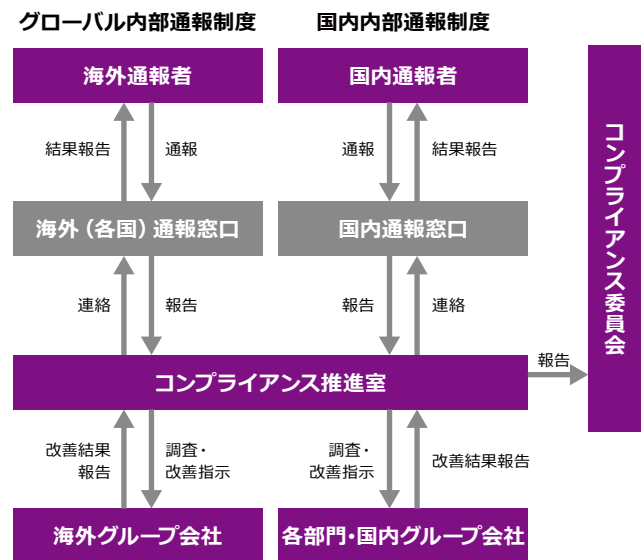


タイでのコンプライアンス教育

欧州では、欧州統括会社が内部通報システムを提供する会社と契約し、傘下の8社と共有の内部通報制度を導入しました。統括会社を含む9社の内部通報制度であるとともに、通報内容によりコンプライアンス推進室が現地従業員からの通報を直瀬受け付ける「グローバル内部通報制度」として機能します。

通報制度の導入に備え、各拠点で競争法違反、贈収賄、不正防止教育を行いました。また、国内外のグループ会社に169名のコンプライアンス推進責任者を配置しています。職場や外部との取引など、さまざまな場面で発生する事案について、コンプライアンス推進室と連携を取り、適切に対応しています。

**内部通報制度**



**コンプライアンス教育**

- 2020年 タイ販売会社 **60名**
- 2020年 欧州統括・販売会社 **230名**
- 2020年 独占禁止法順守教育 **2,081名**
- 2021年 タイ生産事業所 **700名(予定)**